

課長……。

○小関勝助議長 7番、我妻 昇議員。

○7番 我妻 昇議員 答弁者に上下水道課長入れてなかった、いや、入れればよかったですね。ちょっとそこら辺がわからなかったんで、技術的なことで、今度折を見て質問いたしますけども、質問する時間がないですよ。下水道の賦課っていうんですか、料金の賦課に、たしか雨水の考え方があるのかですけども、住宅の面積で賦課かけているんじゃないんですか、建物じゃなくて。宅地面積っていうんですか、宅地面積で賦課かけてるっていうことは、何となく、ちょっとわからないですけども、雨水というイメージもあるのかなっていうふうに思ったんです。ちょっとこれは答弁者じゃないんで、もうこれ以上言いませんけども、それも一つの町なかの水路があふれることを防ぐことができる、何か予防というか、あふれないようにすることができるんでないかなっていうふうにちょっと単純に思ったもんですから、建設課、上下水道課でその辺のところを災害対策という意味も含めて、ぜひ打ち合わせをしていただきたいなと思っております。

一般質問では、もう質問できませんけれども、個別にこここのところ、ちょっとまだわかっておりませんので、もう一回、個別にお聞きしたいと思います。

一般質問は以上で終わります。ありがとうございました。

○小関勝助議長 ここで暫時休憩いたします。再開は3時15分といたします。

午後 2時53分 休憩

午後 3時15分 再開

○小関勝助議長 休憩前に復し、会議を再開いた

します。

市政一般に関する質問を続行いたします。

梅津善之議員の質問

○小関勝助議長 次に、順位10番、議席番号2番、梅津善之議員。

(2番梅津善之議員登壇)

○2番 梅津善之議員 9月定例会最後の一般質問になりました。お疲れのところと思いますが、最後までよろしくお聞きしたいと思っております。

朝晩もめっきり涼しくなりました。過ごしやすい季節になりました。毎週末、各地区の神社では祭りばやしの声も響いてまいります。私の心もどきどきしているところではございますが、どきどきするどころか、はっと思うととまりそうになるようなときがあります。みずからの器の小ささと中身のなさを実感する毎日でございます。

日本各地では集中豪雨の災害や、我がまちでも7月の9、10日と集中豪雨の災害がございました。デング熱やエボラ出血熱、各国で起こる紛争など心休まるときがありません。いつの日か幸せを実感する長井で、ゆっくりと祭りばやしを穏やかな気持ちで実感できる日を望みながら、みずからの小さな小さな質問ではございませぬけれども、一般質問を通告のとおりさせていただきたいと思っております。

まず、1番目の農業委員会制度についてでございます。

農業委員会等の見直しについては、公選制から市町村長の選任制への変更、委員数の半減、農地利用最適化推進委員会の新設、意見の公表、建議、諮問と答申等の法令業務からの削除、都道府県農業委員会、全国農業会議所制度の指定法人化など、組織の根底を揺るがす内容となっ

ています。

農業委員の公選制の廃止、半減は、地域の農地管理、利用調整が市町村長の意のままに進められ、市町村長の意向次第では、地域の農業者多数の意に反した農外資本の農地転用、農地集積に歯どめがかからなくなるおそれが生じます。これまで農業委員会は、適正な地域の農地管理、利用調整の取り組みとともに法令業務として位置づけられてまいりました。意見の公表、建議、諮問答申の取り組みにより農業者の意見を行政庁に反映させてきたのが、その役割は農業委員会等の見直しで失われることになりかねません。

現行の都道府県農業会議、全国農業会議所の廃止、法人化には、これまで市町村、都道府県、国を結ぶ組織系統として機能し、農業委員会の法令業務に基づく行政事務のサポートと同時に、全国的な農政運動の展開を支えてきた系統組織として、農業委員会制度の解体を図るものである。都道府県農業会議、全国農業会議所の指定法人化によって、農業委員会のネットワークを図ろうとしているが、それは系統組織としての農業委員会制度を単なる意見交換、交流程度のものに改変してしまうことにほかならない。要するに、今回の農業改革は、農業者団体の農業委員会制度を廃止し、市町村長の選任の農地利用適正化推進委員の新設、農地利用状況調査の公表とあわせて、農地に関する農業委員会の権限を市町村と農地中間管理機構へ移行し、農業委員会の農地中間管理機構の農地集積に役立つ下請機関化を図るものにほかならないと私は思っております。

この点について、委員長、事務局長の考えをお聞きしたいとともに、本来の農業委員会の業務として、農業振興を中心に考えるべきだと以前より思っております。農家の所得向上、特色ある長井らしい農家の育成が急務となっておりますが、その辺も農業委員会の会長、事務局長にお尋ね申し上げます。

2番目の大きい質問でございますが、農業政策についてでございます。

このたび新設された中間管理機構では、農用地の貸し借りを中心に行う機構だと考えております。今まであった人・農地プランも同じような役割を果たしてまいりました。だとすると、同じような組織が2つあるように考えられます。ぜひこの辺の整理を農林課長なり農業委員会事務局長にお答えしていただきたいと思っております。同じような組織は、機能しなくなれば新しい組織に移して、その業務を引き継いでいくというような考え方もあるのではないのでしょうか。その辺も含めてお答えしていただきたいと思っております。

大きい2番目の2として、農の雇用事業についてでございます。

全国農業会議所の事業で、先進的な農業法人や異業種の法人に現場実践研修を行うことに対して、年間120万円、月10万円の補助、人件費として補助する制度でございます。まずは、市内の状況をお聞かせ願いたいと思っておりますし、利用している農業法人、農家個人があればどのくらいあるか教えていただきたいと思っておりますし、なかなか現場の農家が知り得ない事業であると思っておりますし、取り組みづらい事業だと思っております。ぜひ農家の利用促進も図るために、どのようなことをされているかも含めてお聞かせ願いたいと思っております。

3番目の7月9日、10日の集中豪雨での市内各地に被害をもたらしました集中豪雨でございますけれども、まず、農業関係の被害としまして37カ所、特に伊佐沢地内、森、金井神地内、西根地内などがあります。市内中心部では床上、床下浸水も大変な被害を受けました。また、林道では、斜面の崩壊など、とても信じられないような大災害を目の当たりにしております。

災害復旧は原状復帰が基本だという国の考え方ではございますけれども、一昨年とことし、同

じような地域に同じような災害が起きております。果たして、その考え方そのものが私はいかななものかと思っております。

9割の補助で1割が各個人並びに地方自治体の負担という災害復旧の事業そのものが問題ではないかと思っておりますし、現場の声をこの前の議会報告会のときに伊佐沢地区の方に申し上げられました。毎年同じことをしてお金を捨てているようなものではないでしょうかということをおっしゃる市民の方がいらっしゃいました。私もそのとおりだと思いますし、現況に合わせた災害復旧の対策ということを県や国に申し上げていくべきではないかと思っております。この辺は市長の率直なお考えをお聞きしたいと思います。

以上で壇上での私の質問としたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○小関勝助議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 梅津善之議員のご質問にお答えいたします。

私のほうには3点目の市内の水害への対策と今後の対応について、2点ほどご質問いただきました。

まず最初に、原状の復旧ではまた同じではないかと、根本的な対策が必要ではないのかということでございます。

伊佐沢地区の座談会で、毎年復旧とって同じことを繰り返すのは税金の無駄遣いではないのかという意見もあり、これについて市長の考えをというようご質問をいただきました。

ご承知のとおり、災害復旧というのは、原状復旧を基本としておりまして、これは国そのものの制度でございますので、災害救助法とか災害復旧法等々の法令があつて、それに従つて補助もあるわけですが、この制度を活用するしか今のところないということで、そこで梅津議員がおっしゃるように、国等にそういった提言をしていかなきゃいけないんじゃないかとい

うことはごもっともでございます。

昨年は豪雨災害の後、砂押川や撞木川などの道路冠水の常襲地帯について、護岸のかさ上げや河川断面を大きくする工事を実施したほか、金井神の天の沢の水路整備に着手してあります。さらに災害に強いまちづくりの観点から、地区長会を通して各地区の要望を取りまとめ、地域の元気臨時交付金事業などを活用して、今年度事業として側溝整備事業や水路整備事業を実施しております。

幸いなことに、24年度の元気臨時交付金というのが、私どもたまたま学習プラザの運動公園とか、そういった事業を行っていた関係から、大変大きい金額を交付いただきました、5億円ぐらいだったと思います。それがあつたからこそ、こういった事業ができた。通常は、災害復旧という、復旧だけでも単独でやるっていうのはなかなか大変ですから、やっぱり国の基準に従つて、まずはもとどおりに戻す、これが今の現状です。

それをそうじゃなくて、根本的に災害にならないような対応をということについては、金曜日の高橋孝夫議員のときにも、質問の際にもお話しさせていただきましたが、これ社会資本整備総合交付金事業という、こういう事業しか制度的にありません。しかも、これは平成23年度に国土交通省のほうで、いわゆるコンクリートから人への政策の中で全部一元化されました。長寿命化については、現況のやつを長寿命化するということについては、ほぼ100%予算つくんです。ところが、新たなものをつくることになりますよね。今の現状のままで災害が起きるわけですから、その現状ではだめだということで、新たな取り組みをしなきゃいけないわけですね。そういったものについては、ほぼ予算がつかないっていう状況なんです。これが我々の市町村に置かれてる非常に厳しい状況だと。

ですから、社会資本整備総合交付金事業とい

うのは、なかなか予算がつかないものですから、そのために例えば都市再生整備事業みたいな、これは別途、市が直接国から認定もらうような事業ですと、ほぼ100%つくという事業もうまく活用しながら、長井市は道路とか河川とか、そういったものが大分おくらせてあります。ほかの市町村よりはおくらせてますので、そういったところを手直ししていきたいというふうに思っているところでございます。

したがって、災害に関しては、まず査定が非常に遅いと、それを改めて少しでも早くしていただくこと、それと同時に、根本的な原因の解消っていいですか、そういった工事については、これは災害の復旧枠の中で対応していただくように、まずは山形県の市長会をお願いしていきたいと思えますし、やっぱり市議会は市議会、市議会議長会あるわけですから、多分そういった意見、今回はかなり多かったと思えますので、長井市議会のほうで山形県の市議会議長会の中で、地方六団体の一つとして、やっぱりそういう要望をぜひ一緒に上げていただきたいものだなというふうに思うところでございます。

根本的な対策が必要ではないかという点については、もちろん同感でございますが、第5次総合計画の実施計画でも、豪雨時の冠水箇所の解消を目標として掲げておりますので、冠水が常態化してる箇所など、個別の対策は継続して行ってまいります。

特に中央地区については準用河川が13ございます。16のうち13が中央地区でありまして、準用河川っていうのは、これは市が管理する河川で、いわゆる水路よりもっと大きい河川の扱いです。これらについてもいろいろご意見、地区からのご要望などもいただいておりますが、根本的な解決方法と、いろいろな切り口はあると思うんですが、やっぱり私どもとしては下流側からきちんと整備していくことによって、上流のほうは土地改良等々で非常に水通しがよくなった

んですね。ところが、町なか、あそこの部分が必ずしもきちんとなっていないので、ところどころに床上浸水まで起きてしまうと。ですから、問題の箇所だけしますと、また違うところに移りますので、下流から行っていく必要があるということから、河川網図というものをつくって、これをできれば、やはり都市計画区域内のものについては、都市再生整備事業を引き続き採択をしていただいでやっていきたいものだというふうに思います。

その際の基幹事業はどういう基幹事業をつくるかということで、基幹事業とセットですから、基幹事業しないとこの事業はできません。ですから、それらについては、ぜひ議会のほうからもご提言などをいただければというふうに思っております。

農業関係、農林関係のほうからもちょっと答弁、簡単にさせていただきたいと思えます。

災害復旧事業においては、これも農業も同じようなんですが農林関係も同じでございますが、原形復旧するところまでしかできないことになっておりまして、根本的な解決については災害の要因となった部分の対応をしなければなりません。それは災害復旧事業とは別に、新たな整備事業や改良事業等により対応していく必要があるということでございます。それらの対応については、災害の起こらないまちづくりのために、長期的な展望に立って対応していく必要があります。というか、長期的な展望に立たざるを得ないと。一気に何百キロの河川の改修なんていうのは、私ども長井市では到底不可能でありますので、やっぱり計画的に、なおかつ単独事業ではなくて、国の有利な補助事業を使ってやっていかないと、あつという間にまた財政が厳しくなることは見えておりますので、そういったことが必要だと思えます。

例えば水路等の設計においては、おおむね10年確率をもとに雨量等を計算し、必要な断面等

を決定していきます。ですから、10年に1回ぐらいの、私、さっき10年から20年って言いましたけども、10年ぐらいに1度の大雨を想定して、水路の断面って設計するんですよね。今回50年ですから、やっぱりその倍ぐらいとかの設計なんていうのは、これ過大な設備投資になるわけです。ここのところをどういうふうにして国に認めさせるかということも大きな課題です。ただ、国土交通省のほうでは、国の公共事業、国土交通省が全て技術的な面とか決めてます。これは経済産業省であれ、環境省であれ、農林水産省であれ、全て国土交通省の基準に従って工事やるんです。そこのところは改めていただかないと、これは直らないと。ですから、50年に1度のための設計をしたら、これ大変なことになるわけですね。ここのところをどういうふうに国に認めていただくかということだと思います。

国の基準以上の安全性を見込み施行する場合は、先ほどから言いましたように、市の単独事業でしか対応できない状況であり、今後、国の設計基準の見直しも要望しながら、やっぱり安全・安心な災害に強い長井市のまちづくりを進めてまいりたいと思いますので、今後、年次計画を進めてまいりますので、よろしくご指導をいただきたいと思います。以上でございます。

○小関勝助議長 鈴木榮一農業委員会会長。

○鈴木榮一農業委員会会長 梅津善之議員の質問にお答えいたします。

私のほうには、1番の農業委員会のあり方についてという非常に大きなテーマを頂戴いたしておりますが、できるだけ簡潔にお答えいたします。

私も農業委員となりまして、去る7月に7回目の信任を受け、ことしで19年目を迎えました。が、改めて農業委員会とはと考えると、農業委員会に関する法律第1条に、この法律は、農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、

農民の地位の向上に寄与するため、農業委員会、都道府県農業会議、全国農業会議所について、その組織及び運営を定めることを目的とするとございまして、まさに農業者の代表による農業の発展を目的に組織されたということが読み取れます。

現在、全国に1,710の農業委員会がございまして、3万5,729人の委員が活動しております。このくらい大勢の数となりますと、農業委員会は、内（農村）に甘く、外、農外に厳しいとか、日本の農業がよくなるのは、農業委員会のせいであるなどという批判が起こってきておるようでございます。農業委員会は、農地法どおりの仕事を行っております、融通がきかないということから、このたび農業改革のやり玉となったということのようでございます。

規制改革会議で委員の公選制の廃止、組織推薦による選任制度の廃止などの大幅な制度改革が打ち出され、政府による規制改革、実施計画に計上されまして、実施のための関連法案が27年1月下旬以降の通常国会に提出される見込みとなっております。

このようなことから、現在は農業委員会等に関する法律の改正ができるだけ規制改革実施計画どおりといたさないようにするため、組織検討がなされているところでございます。この件について、詳細は後ほど事務局長よりご報告ございますので省略いたしますが、この法改正がなされますと、1、公選制の廃止、市町村長の選任制への移行、2、農業委員定数の削減、3、農業・農民に関する事項についての意見の公表等の法令業務からの削減、4、都道府県農業会議に対する農地転用知事諮問の扱いなど、大きな変革となってきております。

農業委員会といたしましては、このような現場が混乱するような制度改革は、到底受け入れがたいものでございまして、全国農業会議所、各県の農業会議が一丸となって反対しており、

対応策を用意して進めているところでございます。以上でございます。

○小関勝助議長 鈴木隆政農業委員会事務局長。

○鈴木隆政農業委員会事務局長 梅津善之議員のご質問にお答えいたします。

私のほうからは、1番の農業委員会のあり方についてと、2番、農業政策についての(1)新設された中間管理機構と人・農地プランの関係についての2点についてお答えをいたします。

初めに、農業委員会のあり方でございますが、制度組織改革につきましては、先ほど鈴木会長からございましたが、私のほうからは、この改革が行われるためには、農業委員会に関する法律の改正が必要となりますので、法改正に向けた組織検討の状況につきましてお話をさせていただきます。

6月24日に改訂版の農林水産業・地域の活力プランが出されまして、それを受け、全国農業会議所から各県の農業会議に検討項目を示して組織検討を行うように指示が来しました。長井市農業委員会におきましても、山形県農業会議から10項目ほどの検討項目を検討するように要請が来まして、委員会で検討いたしまして、結果を先月上旬に回答しております。それを受けまして、山形県農業会議から8月29日付で法改正に向けた意見が出されております。

農水省における法案検討の山場を10月下旬以降、11月末と想定いたしまして、早急に検討結果をまとめまして要請活動を展開していくという流れとなっております。

あと、先ほど議員のほうから強調していただきました、建議要望につきましてでございますが、今回、この農業委員会に関する法律から除かれる可能性もございますけれども、農業者の声を市のほうに直接届けるというふうな行為でございますので、今後とも継続していくことが大事であるというふうに考えております。

続きまして、新設された中間管理機構と人・

農地プランの関係についてでございますが、人・農地プランにつきましては、農林課所管でございますので、後ほど農林課長のほうからありますので、私のほうからは7月以降の中間管理事業の経過について説明をさせていただきます。

山形県におきましても、ようやく7月から中間管理機構が稼働開始いたしまして、本市におきましても中間管理機構の受け手の第1次の募集が7月の10日から始まるということでございましたので、7月7日と11日に2回説明会を行いました。実際に出し手と受け手のマッチング作業につきましては、本市の場合は改善組合が機能しておりますので、各地区の改善組合にお願いをしております。8月の20日に改善組合の代表者に集まっていただきまして、利用調整の説明会を開催しております。改善組合がそれぞれ各地区、いわゆる部落にあるところにつきましても、基本的には大字単位でのマッチングということで決定いただいております。現在マッチング作業中でございますが、中間管理機構のスケジュールに合わせましてマッチングの結果を提出いただく運びとなっております。以上でございます。

○小関勝助議長 孫田邦彦農林課長。

○孫田邦彦農林課長 梅津議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目は、農業施策についての中で、新設された中間管理機構と人・農地プランの関係についてということでございます。

今回の改正によりまして、人・農地プランのほうの考え方も若干変わっておりますので、人・農地プランにつきましては、最低年1回は見直すということとされております。そしてプランの内容については、地域の中心となる経営体、近い将来に農地の出し手となる者、その農地、経営の複合化や高付加価値化を初めとした今後の地域農業のあり方をこれまでと同様にま

とめるとともに、担い手の集積、集約化に関する農地利用のあり方、農地中間管理機構の活用方針を新たに取まとめることが必要となっております。

なお、農地の出し手と受け手のマッチングについては、その一部を人・農地プランの中で行ってきましたわけでありすけれども、農地中間管理事業の創設によりまして、人・農地プランにおいてはマッチング作業は実施する必要がなくなっております。しかし、農地中間管理事業と人・農地プランというのは特に密接な関係がございます。地域の話し合いを経て進めるものであり、別々の動きをするものではありません。農地の出し手となる者、農地の受け手となる者、中間管理機構の活用方針等の大枠を人・農地プランで明らかにし、プランに基づいて農地中間管理事業を利用し、個別農地のマッチングを進めていくことが望ましいということにされております。

続きまして、農の雇用事業の市内状況の推進についてということでございますけれども、農の雇用事業につきましては、45歳未満の新規就農者の雇用の就農の促進を図るため、農業法人等が就農希望者を雇用し、雇用主に年間120万円が最長2年間支給され、農業技術や経営ノウハウ等の取得を図り、実践的な研修により新規就農者を育成しようとするものでございます。

平成26年度におきましては、長井市から事業の採択状況は、2法人が採択されておりまして、それぞれ1名の研修生を雇用してるところでございます。また、25年度におきましては、1法人で1名の雇用が図られております。

一方、45歳以上を対象とする平成26年度雇用就農促進事業の長井市内からの利用はありません。また、やまがた農業支援センターが窓口となって実施しています山形県独立就農者育成研修事業でありますけれども、これも利用がない状況でございます。

農の雇用事業の推進については、長井市農業再生協議会が主催します米の施策の説明会において、営農推進員の方々を対象に説明会を開催しておるところでございます。そして、その資料を全戸配布して周知を図っているところでございます。また、雇用就農希望者の就農相談者への対応として、西置賜農業技術普及課の協力を得ながら、農の雇用事業を活用したことの法人等を紹介するなど、雇用の促進、就農定着の推進を図っています。個人農業者でも農の雇用制度は活用できますけれども、雇用保険や労働保険の加入手続が必要なことから、個人事業主としてなかなか手続が面倒であるということで、敬遠されている部分もあるようでございます。

そこで、農の雇用制度の説明会を再度開催しながら、具体的な制度の説明を行い、雇用保険や労災保険の加入手続の研修も行いながら、制度の有効活用に役立ててまいりたいと考えております。農の雇用においては、新規就農者をふやし、担い手としての育成を図っていただき、本市の農業振興に役立てていかなければならないと考えているところでございます。

あと、もう1点でございますけれども、市内の水害の対策と今後の対応についてということで、原状の復帰ではまた同じでないかというようなことで、これにつきましては、先ほど市長のほうからもありましたので省略しながら説明させていただきたいと思っておりますけれども、農林施設及農地の災害復旧事業においては、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助金の暫定措置に関する法律に基づいて復旧を行っているところであります。その中に災害復旧とは、災害によって必要を生じた事業で、災害に係った農地等を原形に復旧することとなっております。したがって、原形に復旧することが著しく困難な場合、あるいは不可能な部分については、一部コンクリート等の2次製品を使用することは認められ

ておりますが、しかし、水路や道路幅を原形以上に拡幅したり整備するということは制度上でできなくなっております。

なお、市の単独事業債においても、災害復旧を行う場合においても、同様の考え方が示されております。

議員のおっしゃっていることは十分わかるんですけれども、補助事業においてはそのような制限があり、対応ができないのが現状であります。再発を防ぐために、より高度な施設の整備等においては、やはり再整備、改良というようなことで、別事業で考えざるを得ないというのが現状でありますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。以上でございます。

○小関勝助議長 松木 満建設課長。

○松木 満建設課長 それでは、私のほうから梅津議員からのご質問についてお答えをしたいというふうに思います。

市内の水害への対策と今後の対応についてというふうなことでございます。

災害復旧の箇所につきましては、市民の方々から見ると本当に同じことを繰り返しているように見えるかもしれませんが、担当課としても原状復旧、ただいまも農林課長からもありますが、復旧が基本というようなことでございますが、可能な限り同じような災害、ダメージには強いような形の工法をとったりというふうな部分で対応しておりますので、その点はご了承いただきたいというふうに思います。

また、災害に強いまちづくりという観点から、地区長会を通して各地区の要望を取りまとめ、地域の元気交付金事業などを活用して、今年度事業として側溝整備や水路整備事業を実施しています。今回の災害におきましても、復旧工事だけでなく、各地区からの要望、地区長さんからの要望をいただいておりますので、昨年、ことしの被害状況を勘案しながら、被害を軽減するための対策工事について、引き続き取り組ん

でまいりたいというふうに思っております。

地球がこのように非常に今荒れている、世界的に非常に荒れているというふうな状況で、我々自治体としても知恵を出して、この長井に合った対策を講じるべきだというふうに考えております。また、その際、国や県に対しても制度的な要望等、先ほど市長からもございましたように、そのようなところも必要になってくるというふうに思いますので、皆様方からのご指導もいただきながら、この長井が災害に強いまちになっていくように考えてまいりたいと思いますので、よろしくご指導をいただきたいと思っております。以上でございます。

○小関勝助議長 2番、梅津善之議員。

○2番 梅津善之議員 答弁どうもありがとうございました。

今、災害復旧の話为建设課長も農林課長にも、当然、市長にもいただきましたけれども、どう見ても、何ていうかな、蛇のように両方曲がった水路を同じように直していくなんていうことが果たして原状復帰が基本ですという考え方に、現場は合致しないのではないかなと、現場を見て思う、全てではないですけども、そういう箇所があります。どう見ても、当然、両方の地権者も含めて相談したら、真っすぐ直したほうが費用もかからないだろうし、将来的にもいいのではないかなと思われる場所があります。全てが原状復帰がだめだなんていうことは決して申しませんが、現況に合わせた中で、最大限に市民の意向に沿ったような復旧をしていただくことが市民のためにもなるんじゃないかなと思いましたが、市長もそのように国、県にお願いしていただけるということであれば、別に私も同じ考えだと思っておりますし、同じお金を使うのであれば、原状復帰といいながらも、その範囲内で柔軟に対応できたらなと思っております。その辺、市長、どうでしょうかね、もう一度お願いします。

○小関勝助議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 梅津議員がおっしゃるとおりですが、やっぱり非常にケース・バイ・ケースというのもあるんですね。例えばこういう言い方はちょっと適切じゃないかもしれませんが、通常、例えば水田の用排水路というのは土地改良をして整備したところが多いです。それは、国の制度を活用しながら、やはり地権者の方々もみんな協力し合って整備したと。しかし、そういうふうなことをできなかった地域あります。そこらについて、やはり今は全て、いわゆる法定外公共物ということで長井市のほうに管理が10年ぐらい前に参りましたけども、延長で1,200キロあるんですよね、長井市内です。ですから、そののところがいろんな状況を見てやっていかないと、1,200キロってなかなか。そこをしたから、じゃあ、こっちもしろと言われた場合に、断る理由がないじゃないですか。1,200キロということは、ざっとメーター当たり2万円とか3万円ぐらい、これは本当お金をかけないと、それぐらいでできるんでしょうけども、それでも300億ですよ、300億。しかもそれ単独でせざるを得ないですよ。ですから、そういったところは、やっぱり地元とじっくりとお話しして、どういうふうに直すかと。それについては、長井市でまたすぐやるというところももちろん出てくると思うんですが、基本的にはやっぱり国とか県の制度をうまく活用して、一緒になってやっていくっていう考えをしていかないと、やっぱり言うのは簡単ですけども、実際に整備できない、これが一番悪いと思うんですよね。ですから、梅津議員おっしゃることよくわかるので、特に伊佐沢地区については、実際のところ土地改良されていないところが非常に多いので、ここをどういうふうにして、危険な箇所をまず第一に根本から直すかというところを検討していかなければいけないと思います。

なお、8月に、9月の初めだったでしょうか、市のほうの建設課と農林課、一緒になって地区の皆さんと現場と一緒に見て、その後、打ち合わせとかしました。こういったことをもっともっとしながら、やっぱり地元の方々はなかなかご理解いただけない部分もあるかと思いますが、私どもも精いっぱい行うということをやりながら、あとは国のほうにそういった基準等の見直しとか、支援をいただくように、まずお願いしていきたいと思います。よろしく願いいたします。

○小関勝助議長 2番、梅津善之議員。

○2番 梅津善之議員 ぜひ前向きに市民の要望に沿ったような災害復旧がされることをお願いしてまいりたいと思います。

あと、農業委員会の会長にお伺いします。答弁いただきましたけれども、本来、農地の転用であるとか、貸し借り、さらには農業者年金の手続でありますとか、さまざまな業務があると思います。以前は、その業務を淡々とこなせばいい、よかった時代ではあろうかと思いますが、現在の農業情勢並びにさまざまなことを考えてみると、それだけではなかなか農業委員会としてというのは難しいんじゃないかなと思いますし、解体論であるとか、さまざまな意見が出るというのは、そこにあるんじゃないかなと思っております。

農業振興が第一だと言われても、みずから農業委員の方々も精いっぱい農業してる中で、なかなかそういうことに取り組むというのも難しいことも十分承知でございますけども、農業委員会の会長として、新たな3年間を任された新しい会長でございますので、その辺の考え方をもう一度お伺いしたいんですが、お願いします。

○小関勝助議長 鈴木榮一農業委員会会長。

○鈴木榮一農業委員会会長 梅津善之議員にお答えいたします。

いつの時代も同じでございますけども、この

ごろの農業の情勢、また、政治の変わりようが急激でありまして、国の方針に沿った振興策を進めていくというのが基本になりますので、ひとつその辺はご理解していただきたいと思いません。

○小関勝助議長 2番、梅津善之議員。

○2番 梅津善之議員 私はそこが大体一番の問題ではないかなと思っております。例えば農地を集約して、担い手に集中していくんだなんていうことが国の方針によってなされておるわけで、さらには転作の制度も廃止するんだ、5年後になんていう話も出ている中で、本当にそれで現場の農家、農業者が立ち行く状況になるのかどうかというのは、地域の農業者、自分たちがやっぱりみんなで考えていくべきだという考えで私はおります。当然、その補助事業であるとか、制度は十二分に利用しながらも、みずからの米でもいいだろうし、野菜でも果樹でも何でもいいんですけども、そういうものを個々に地域としてともに振興を図っていくのが農業委員の姿ではないかなと思っておりますので、その辺の考え方をもう一度お聞かせ願いたいと思います。

○小関勝助議長 鈴木榮一農業委員会会長。

○鈴木榮一農業委員会会長 梅津善之議員にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、そのとおりだと思います。農業委員会であれ、農協であれ、相談の相手にはできますけども、答えまではとても出せる状況ではございません。やっぱりそれは、答えは各人が責任を持って答えを出して行っていくのが理想ではないかなと思います。

○小関勝助議長 2番、梅津善之議員。

○2番 梅津善之議員 もちろん各人が答えを出していかなければならないというのは理解できますけども、さまざまな農業の姿というのがございます。このような例は適切ではないかもしれませんが、ある地域では、もう高齢化で農地

が荒れていくといったときに、地域の建設会社とともに農地を守っていくんだなんていうことを農業委員会が率先して取り組んだ事例もございます。

もう一つ言わせてもらえば、子供の食の教育の中に、農業委員会の方が入りまして、食の大切さでありますとか、給食にみずからがつくった農産物を提供したりして、食べ物の大切さなんかを子供たちに教えていくようなことを農業委員会みずから率先しているような地域もございます。さまざまな形で取り組むべきことはたくさんあると私は思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○小関勝助議長 鈴木榮一農業委員会会長。

○鈴木榮一農業委員会会長 そのとおりだと思いますけども、なかなか絵に描いた餅のようにには実行できないというのが現実でございまして、理想は確かにそのとおりだと思います。でも現実にはそうはいかないところが厳しい面がありまして、梅津議員は特にその辺はわかっていると私は思っております。

○小関勝助議長 2番、梅津善之議員。

○2番 梅津善之議員 これ以上はあれですけども、ぜひ前を向いて、農地、農用地の管理はもちろんでございますけれども、さまざまな考え方を示して、長井市の農業の発展に努めてまいりたいなという気持ちは一緒だと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

もう一つ、農林課長にお伺いしたんです。中間管理機構と人・農地プランの関係について、先ほど答弁いただきました。

私も人・農地プランの地域の代表もしておりますし、4年前ですかね、ちょうどできたばかりのときも、果たしてどうしていったらいいんだなんつう話で集まって頭を抱えていたことがきのうのように思い出されますけども、貸し借りの手順ということを、先ほど農業委員会の事務局長からもお伺いしました。どうしても

農家は変わっていくことにふなれでございまして、なかなか対応できないということもあとあります。

どうしてもおやめになる方と、これからそれを担っていく方のマッチングということを中間管理機構を通して、地域の改善団体がという話でございまして。その辺を徹底してといいますか、変わっていくときにはどうしても間違ったり、忘れたりとか、手続が混乱するようなことを今までも経験しておりますので、農家の方への周知徹底をお願いしたいと思っておりますけれども、その辺、農林課長どうでしょうか。

○小関勝助議長 孫田邦彦農林課長。

○孫田邦彦農林課長 今回の人・農地プラン並びに中間管理機構につきましては、まだ国としても具体的に結論を出してない部分があって、市で問い合わせをしても、県のほうに問い合わせしても、なかなか明快な回答が来ないという状況もございまして、その中で改善組合の方には前に進んでくれというようなことでお願いをして進んでいただいているわけではありますが、本当に大変恐縮をしているところでございます。

その中で、いろんな手続の手落ちとか、実際やっていく中であろうかと思っておりますけれども、市の説明のほうとしては、最大限の情報を皆さんにお伝えしながら、間違いのないような形で進めさせていただきたいと思っておりますけれども、ただ、やはり現場で動くとなるといろんな問題が出てくるのかなというふうに思っておりますけれども、そこはやっぱり地域の中で話し合いをしていただいて、こういう出し手と受け手の調整をする、利害関係が担い手同士の中にも絡んでくるわけですので、非常に大変な仕事であるというふうには思っておりますけれども、その辺は地域で何回も話し合いをしていただきながら、何とか前に進んでいただきますようお願いしたいというふうに思っております。

○小関勝助議長 2番、梅津善之議員。

○2番 梅津善之議員 ぜひ変わり行くときに間違いがないようお願いしたいと思いますし、当然、高齢化で離農なされる方が今年も相当いらっしゃるようには伺っておりますので、農地利用給付金でありますとか、さまざま手続が随分あると思っておりますので、ぜひその辺は間違いのないように進めていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○小関勝助議長 以上で一般質問は全部終了いたしました。

散 会

○小関勝助議長 本日は、これをもって散会いたします。

ご協力まことにありがとうございました。

午後 4時06分 散会